

府地事第 8 3 6 号
令和 6 年 11 月 22 日

地域再生計画の認定の取消しについて（公示）

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 11 月 22 日付けで地域再生計画の認定を取り消したので、同条第 4 項で準用する同法第 5 条第 18 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

番号	都道府県	作成主体名 (地方公共団体名)	地域再生計画の名称	地域再生計画の 区域の範囲	支援措置の名称	認定日	当初認定に係る 内閣府告示番号 又は公示番号
1	福島県	福島県伊達郡国見町	国見町まち・ひと・しごと創生 総合戦略計画	福島県伊達郡国見町の全域	まち・ひと・しごと創生寄附活用 事業に関連する寄附を行った法人 に対する特例	当初認定：令和３年３月31日 変更認定：令和６年３月28日	令和３年地再認定 第737号

令和 6 年 11 月 22 日
内閣府地方創生推進事務局

地域再生計画の認定の取消しについて

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 8 条に基づき、下記のとおり報告の徴収を行い、同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 11 月 22 日付け府地事第 836 号で公示したとおり、地域再生計画の認定を取り消しましたので、お知らせいたします。

記

【地域再生法に基づく報告の徴収の結果】

1. 令和 6 年 9 月 20 日付けで福島県国見町長宛て、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施の状況に関して、関係書類の提出を求めたところ、同月 27 日付けで提出があった。
2. 令和 6 年 10 月 8 日付けで福島県国見町長宛て、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施の状況に関して、事実関係や町の認識に係る報告及び関係書類の提出を求めたところ、同月 15 日付けで報告及び提出があった。
3. 令和 6 年 10 月 25 日付けで福島県国見町長宛て、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施の状況に関して、事実関係や町の認識に係る報告及び関係書類の提出を求めたところ、同月 31 日付けで報告及び提出があった。

【本事案の概要】

国見町は、企業からの寄附を原資として、高規格救急自動車研究開発等業務（以下「本件救急車業務」という。）の委託に係る公募型プロポーザルを実施したが、同業務に従事していた国見町職員らは、株式会社ワンテابل（以下「ワンテابل」という。）が本件救急車業務の受注を希望しており、ワンテابلが受注した場合には、寄附会社の子会社である株式会社ベルリングに発注される可能性が高いことを認識していながら、事実上、ワンテابلしか受注できないような条件を合理的な理由なく設けるなど、ワンテابل以外の契約希望者からの応募を困難にさせ、ワンテابلを殊更有利に取り扱ったことで、国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画におけるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を適切に実施しなかったものと認められるほか、寄附会社に対し、寄附を行うことの代償として便宜の供与を行ったものと認められる。

その他、本件救急車業務については、当初想定していたリース事業は中止され、無償譲渡に切り替えられただけでなく、各譲渡先から（前記地域再生計画の終期である令和 6 年度末までではなく、）令和 7 年度以降報告を受ける予定である等、実行的ではないほか、今後、本件救急車業務その他まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を遂行する見込みがないことから、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれなくなったと認められる。

以上